

4. ベトナム社会主義共和国

4. ベトナム社会主義共和国

(1) 商標法の動向等

1) ベトナムでは、2006年7月11日からマドリッド協定議定書が発効している。なお、ベトナムはマドリッド協定にも加盟しており、マドリッド協定は、1949年3月8日に発効している。

2) 現行のベトナムにおける商標に関する法規定は、2005年に成立し、2006年7月1日から施行された知的財産法¹ (Law on Intellectual Property・以下「新知財法」という) に含まれる (第III部：工業所有権)。新知財法は2009年6月19日に一部改正され、2010年1月1日から施行されている

新知財法第120条には、国際出願及びその処理に関する規定があり、「国際出願及びその処理は、関係国際条約に従わなければならない」及び「政府は本条の規定に従い、国際出願、その処理についての命令及び手続に関する規定の施行に関する指針を規定する」ことが述べられている。

当該第120条の規定に基づく詳細規定及び施行ガイドラインは政令第03/2006/ND-CP² (2006.10.21 施行) が制定されており、さらに、当該政令をサポートする施行ガイドラインとして科学技術省が提供した【科学技術省・省令第01/2007/TT-BKHCN】³ (2007.2.14 施行) があり、国際登録申請を含めて具体的な手続規則を規定している。

加えて、知的財産権侵害行為に対する規定に関する施行ガイドライン【政令第105/2006/ND-CP】⁴ (2006.9.22 施行) 及び知的財産権侵害に対する行政上の罰則措置を規定した【政令第106/2006/ND-CP】⁵ (2006.9.22 施行) が制定されている。

いずれも科学技術省 (MOST) 傘下のベトナム国家知的所有権庁 (National office of Intellectual Property of Vietnam) のホームページ (HOME→IP Legislation and Treaties→IP Laws and related Laws (新知財法)、The Governmental Decrees (政令)、Ministerial Circulars (省令)) にて確認することができる。

¹ 日本国特許庁 (JPO) ホームページ→国際動向→関連リンク→外国産業財産権制度情報→掲載法令一覧→ベトナム・知的財産法。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

² 脚注1と同一のリンク→掲載法令一覧→ベトナム・産業財産権に関する政令。

³ 脚注1と同一のリンク→掲載法令一覧→ベトナム・産業財産権に関する省令。

⁴ 脚注1と同一のリンク→掲載法令一覧→ベトナム・権利保護と知的財産管理に関する政令。

⁵ 脚注1と同一のリンク→掲載法令一覧→ベトナム・産業財産権の行政罰に関する政令。

3) ベトナム国家知的所有権庁について

ベトナム国家知的所有権庁は、1982年にその前身として設立された国家発明庁(The National Office of Invention)が1993年に改組及び名称変更され、設立された行政機関であり、科学技術省の下部機関として、産業財産権の審査、管理、情報提供サービス等の業務を管轄する。当該国家知的財産権庁の組織は、特許部門、商標部門、工業デザイン部門、教育訓練部門等19部門からなり、職員数は284人(2009年12月現在)である。なお、本章ではベトナム国家知的所有権庁を、以下「NOIP」と表示する。

(2) 商標の定義

商標の定義は、一又は複数の特定色彩で表示される文字、数字、言葉、絵、図形並びに立体及びその組合せを含む画像の形で表示される可視的な標章でなければならず、商標所有者の商品又は役務を他社のそれらと識別できるものでなければならない(新知財法・第72条)。

1) 「単なる色彩であって、文字又は図形等との組合せでないもの」、「音」、「匂い」、「味」、「ホログラム」、「動く商標」は登録可能な商標から除外される(省令第01/2007/TT-BKHCN/39.2 b))。

2) 「スローガン」は商標として登録可能であるが、本質的に登録要件である顕著性を有する場合に限られる。

3) 団体商標

商標所有者である組織の構成員の商品又は役務を他の団体又は個人の商品又は役務と識別するための商標(知的財産法・第4条(17))。

ただし、団体商標登録を受ける権利を有する者は、適法に設立された団体組織に限定される上(新知財法第87条(3))、団体商標の使用規約の実施を監督しない場合(省令第01/2007/TT-BKHCN 37.6)や非効果的な監督を行った場合には、効力を失う(新知財法第95条(d))。

4) 証明商標

商標所有者により使用されてはいないが、商標を付した商品又は役務の原産地、原材料、商品の製造方法、サービスの提供方法、品質、精度、安全性に関する特徴又はその他の明確な特徴を証明するために、所有者が他の組織又は個人に自己の商品又はサービスに使用することを許可するもの(知的財産法・第4

条(18))。

5) サービスマーク

商標の規定はサービスマークにも同様に適用され、登録可能である⁶。

(3) 方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、ベトナムを領域指定した国際登録出願を行う場合の、国際登録願書（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

1) 出願人（名義人）の記載【願書・「2 出願人」の欄】

国内出願において、新知財法では、複数の出願人による出願、商標権の共同所有が可能となった。ただし、以下の要件を必要とする（新知財法第87条）。

(a) 共同出願人全員によって使用されること

(b) 共同の使用が消費者に出所混同を生じさせないこと

なお、上記要件に関する証明書等の添付は、特段義務付けられておらず、国際登録商標においても、同様の取扱いができていられると思われる。

法人の場合、「株式会社」の企業形態の表示は、「Corporation」、「Company Limited」、「CO., LTD」、「LTD」、「Incorporated (Inc)」等が用いられている場合にはそれらの表示が受け入れられている。また、日本語読みのローマ字表記「KABUSHIKI KAISHA」も見受けられ、特に補正指示あるいは暫定的拒絶の通報の対象となっていない⁷。「(f) その他の表示 (ii) 出願人が法人である場合には：」の項は、記載必須項目でない。国際登録情報（ROMARIN情報）を確認すると、株式会社の英訳として「Corporation」の記載は認められている。

2) ベトナム語以外の外国語で構成される、又はそれを含む商標

(a) 通常の知識を有するベトナム消費者が、認知できず、記憶できない（読めず、理解できず、覚えられない）言語（アラブ文字、スラブ文字、サ

⁶ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.12」ベトナム編（AIPPI・JAPAN 発行）第 20 頁「商標及びサービスマーク」の項を参照。

⁷ WIPO の検索ツール ROMALIN より国際登録情報を確認した結果、国際登録第 10033966 号、第 861371 号の名義人表記に「KABUSHIKI KAISHA」が使用されており、NOIP より補正指示あるいは暫定的保護拒絶の通報の拒絶理由になっていない。

ンスクリット、中国文字、日本文字、朝鮮文字、タイ文字等）を用いた商標は「識別性」がないと判断され⁸、音訳若しくは翻訳を記載しても受入れられないため、日本語のみからなる標章の場合は暫定的拒絶の通報の対象となる。このような日本語のみからなる標章を国際登録出願しようとするときは、資格を有する現地代理人等の専門家と充分検討すべきである。なお、識別力を有する他の構成要素との組合せによる標章は商標として保護できる（省令第01/2007/TT-BKHCN 39.3）。

- (b) ラテン由来の1文字（例：A、B、C等）あるいは数字のみ（例：1、2、3等）から成る標識、又は2文字から成るが単語を構成しない標識は、特別な形状又は図形との組合せでない限り、商標としての顕著性を有していないとみなされる⁹。したがって、これらの標識を出願する際は、標識の形態等を現地代理人等の専門家に相談し、実施すべきである（省令第01/2007/TT-BKHCN 39.3(b)）

3) 色彩商標について

ベトナムでは「色彩のみ」、「色彩の組合せ」により構成される標章は、日本と同様保護対象外である。色彩を含む商標の場合、色彩に係る主張の記載は任意であり、特に、願書「8 色彩に係る主張」の欄の記載は必要ない。

4) 標準文字制度

新知財法、省令、政令には標準文字に関する規定はない。また、ガイドライン等においても本制度の意義や効果について明示されていない。WIPOのホームページにある国際登録商標の検索ツール「ROMALIN」より国際登録情報を確認したが、本制度の利用宣言の有無で審査状況が影響受けたか否かについては確認できなかった。事前に厳密な対応が必要な場合は、現地代理人に相談すべきと思われる。なお、願書「7 標章」欄の(c)項の記入は任意である。

5) 立体商標

国内商標出願の場合、平面図以外の複数図面の添付は不要であるが、マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願では、基礎出願又は基礎登録に記載した

⁸ 国際登録第 1002108 号の暫定的保護拒絶の通報・項目Ⅳ. 拒絶理由には、「出願された商標は、ベトナムで日常使用されない外国語の文字から構成される」と記載されている。

⁹ 模倣対策マニュアル・ベトナム編（JETRO 編集）第 88 頁～89 頁（2）「顕著性のないもの」の項に説明されている。

写真又は図面の全てを、願書「7 標章」(a) の欄の中に表示できるようにする¹⁰。

6) 団体商標

国内出願の場合は、使用に関する管理規約が義務付けられているが、国際登録出願の場合、出願時には添付できず、現地代理人によると国際登録通知を国際事務局から受領した時点で自発的にNOIPに提出するよう勧めるとのことである。なお、提出手続については、資格を有する現地代理人を通じて行う。また、暫定的拒絶の通報の対象ともなるので、その応答時に提出しても良いとのことである。

なお、上記「使用に関する管理規約」には、以下の要件を含まなければならない（新商標法第105条(4)）。

- (i) 標章所有者である団体組織の名称、住所、設立及び運営の根拠
- (ii) 団体組織の構成員となるための条件
- (iii) 標章の使用を許可された組織及び個人のリスト
- (iv) 標章の使用条件
- (v) 本管理規約に違反する行為に対処する措置

7) 標章の要素について保護の放棄の宣言（Disclaimer制度）

商標の識別性を判断する規定について以下の規定がある。

- (i) ベトナム国民にとって認知できず、馴染のない、日本語、中国語、朝鮮語等の言語で構成される商標は識別性を有しない商標と判断されるが、識別性を有する他の構成要素との組合せによって総合的に識別性ありとみなすことができる。（省令第 01/2007/TT-BKHCHN 39.3 a)）
- (ii) 文字と図形の併合商標に関して、その他の構成要素に識別性がなくとも識別性のある要素が含まれていれば、総体として識別性のある商標とみなされる（省令第 01/2007/TT-BKHCHN 39.6(b)）。すなわち、複数の構成要素を組み合わせた商標では、その一部の構成要素に識別性がなくとも総体として商標とみなせることが明示されている。したがって、このような商標に対する名義人の対応形態の一つとして識別性のない要素の保護を放棄する手続が実施できる。国際登録の出願時に願書「9 その他の表示」(g) の項にて保護の放棄を宣言することができる。

¹⁰ ROMALIN・国際登録情報を確認。国際登録第 783108 号を参照。また、基礎登録「ドイツ商標第 301028087 号」の登録情報も参照。

8) 商品及び役務の区分

願書「10 商品及び役務」の(a)の項の記載については、NOIPから刊行されている商品及び役務の国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧（国際分類第9版）に従い分類する（新知財法・第105条(3)）。また、1出願で複数分類にまたがる多区分出願が可能である。なお、「小売」、「卸売」に関する役務は第35類に基づき指定できる（新知財法第101条(1)、(4)、省令第/2007/TT-BKHCN・3.2)）。

9) 商品及び役務の指定

商品及び役務の指定について、国際登録情報から確認すると、類の見出しを使用しているケースが見受けられる¹¹。しかしながら、類の見出しによる指定は当該類に含まれる全ての商品又は役務をカバーするものではないとの指摘もあり、必要に応じて、国際登録出願するに当たり、先行商標の記載状況、審査状況を確認し、対応について資格を有する現地代理人等の専門家に相談すべきである。

10) 出願手数料

国内出願の手数料は、出願書類の形態により以下のとおりである。出願の形態にかかわらず国内出願の場合は、各区分の指定商品が6指定商品を超えると1指定毎に30,000VND加算される。

【国内出願手数料】

(a) 書面出願（1区分6指定商品（指定役務））	180,000 VND
(b) 電子データ付書面出願（1区分6指定商品（指定役務））	150,000 VND
(c) オンライン出願（1区分6指定商品（指定役務））	100,000 VND

【国際登録出願手数料】

(a) 基本手数料（色彩付きでない場合）	653 スイスフラン
(b) 基本手数料（色彩付きの場合）	903 スイスフラン
(c) 個別手数料（ベトナムの手数料・1区分） ¹²	96 スイスフラン
(d) 個別手数料・追加分 （指定区分が2以上の場合、1区分毎に） ¹³	75 スイスフラン

¹¹ ROMALIN・国際登録情報、国際登録第 897631 号、第 905693 号、第 1003170 号を参照。

¹² 上記料金は 2011 年 3 月 1 日から適用予定の新料金。

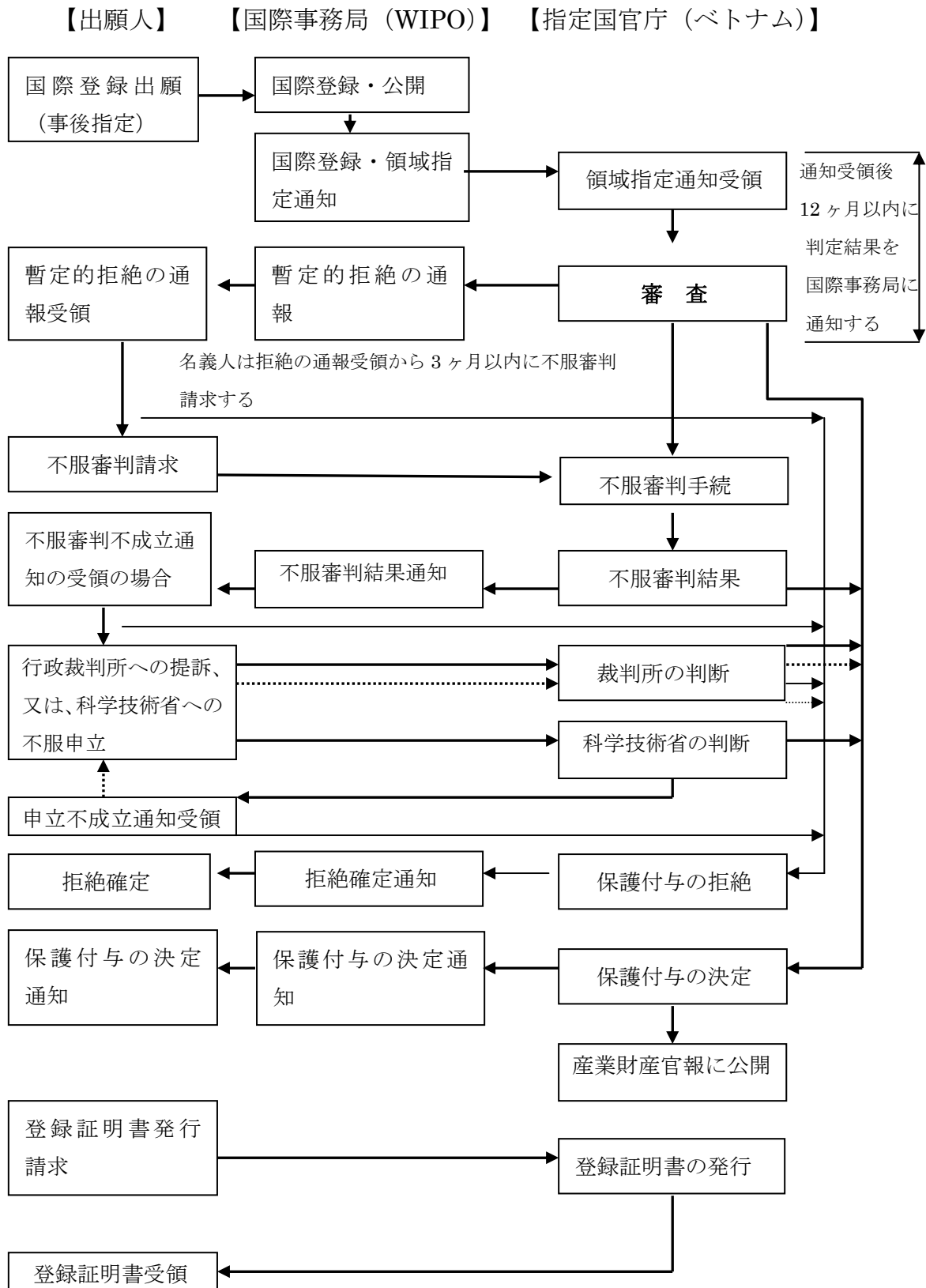
¹³ 上記料金は 2011 年 3 月 1 日から適用予定の新料金。

(4) 審 査

① 実体審査の概略

実体審査の流れは以下のとおりである。

図：実体審査の概略フロー



ベトナムを領域指定した国際登録出願又は事後指定が出願人の本国官庁（日本国特許庁）を経て WIPO 国際事務局に受理され、国際事務局にて国際登録簿に登録（国際登録）されると、その旨が指定国官庁である NOIP に通知（領域指定通知）され、これ以降、ベトナム国内出願と同様な手順で審査される。

領域指定通知を受けた NOIP は、当該国際登録の実体審査を行い、新知財法及び関連の政令、省令の規定（登録要件）を充足するか否かを判定する。この判定は国際事務局からの領域指定通知から 12 ヶ月以内に下さなければならない。

登録要件を充足すると判定した場合、NOIP は、国際登録の保護付与を決定し、当該決定を国際事務局に通知する。当該決定通知は国際事務局にて国際登録簿に登録され、また、国際事務局から名義人に通知される。また、NOIP は当該決定をベトナムの産業財産官報に公開し、国際事務局への通知日から 1 ヶ月以内に商標登録簿に登録する（省令第 01/2007/TT-BKHCHN・41.6 b)）。

保護付与の決定がなされた国際登録商標について、NOIP は名義人の請求に応じてベトナム保護の登録証明証を付与する。ただし、国内の手続であるため、在外者である国際登録名義人は、現地代理人を立てて申請し、規定料金（100,000VND）を納付する必要がある（省令第 01/2007/TT-BKHCHN・41.6 e)）。

一方、当該国際登録の内容が登録要件を充足しない場合、又はその一部の指定商品及び役務について登録要件を充足しない場合、NOIP は、上記の 12 ヶ月以内に国際事務局に対して暫定的拒絶の通報を行う。当該通報を受領した国際事務局は国際登録簿に登録すると共に名義人に当該拒絶の通報を送付する（省令第 01/2007/TT-BKHCHN・41.6 c)）。

当該拒絶の通報について不服がある場合は、出願人は NOIP に対して、拒絶の通報の日から 3 カ月以内に不服審判を請求することができる（省令第 01/2007/TT-BKHCHN・41.6 d)）。なお、この拒絶の通報に対して応答しなかった場合、指定商品及び役務の全部拒絶については拒絶が確定する。指定商品及び役務の一部拒絶については拒絶の対象でなかった指定商品及び役務は保護付与が決定する。この取扱いが不服審判が不成立であった場合も同様である。

不服審判が不成立になった場合、当該不成立に不服があるときは、名義人は科学技術省に不服審判請求するか、または行政裁判所への提訴を行うことができる。当該科学技術省への不服審判請求は、先の NOIP からの不服審判結果通知の日から 30 日以内に実施しなければならない（政令第 103/2006/ND-CP 第 14 条 3.b)）。

さらに、科学技術省の不服申立の決定について不服がある場合、名義人は行政裁判所に提訴することができる（政令第 103/2006/ND-CP 第 14 条 2.）。

異議申立については、国内商標出願の場合、産業財産権公報に公開された日から保護証書付与に関する決定の日まで、第三者により当該出願に関する保護

証書の付与又は拒絶に関して NOIP に対して異議申立を提示することができる（新知財法第 112 条・省令第 01/2007/TT-BKHCHN 6.）。

一方、ベトナムに保護付与を求める国際登録商標に対しては、異議申立制度を規定する法令、省令、政令が存在せず、また、国際登録のベトナムにおける公開は、上記したとおり保護付与の決定後であり、保護付与前の異議申立は実施できず、異議申立の適用はないと思われる。

② 審査内容

国際登録商標の内容は、新知財法第 73 条及び第 74 条の規定に基づき絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の有無について審査される。すなわち、保護に値する商標とは、以下の条件を満たす標章である。

- 1) 立体図形又はそれらの組合せを含み、1 又は複数の色彩より表現された文字、語、絵柄、図形の形態による目に見える標章であること
- 2) 標章所有者の商品又は役務を他人のそれと識別可能であること

③ 暫定的拒絶の通報の期間

商標の国際登録の通知（領域指定通知）を国際事務局より受領した日より 12 ヶ月以内に、NOIP は国際事務局に対して当該拒絶の通報を通知する。また、国際事務局は当該拒絶の通報を受けて、出願人に対して拒絶の通報を通知する。（省令第 01/2007/TT-BKHCHN 41.6 c)）。

④ 絶対的拒絶理由の内容

以下の標識は、商標として保護されない（新知財法第 73 条）。

- 1) 国旗、国章と同一又は混同を生じるほど類似する標識
- 2) ベトナム又は国際組織の機関、政治的組織、社会政治的組織、社会政治的専門組織、社会的組織、又は社会的専門組織の記章、旗、紋章、略称、完全名称と同一又は混同を生じるほど類似する標識
- 3) ベトナム又は外国の指導者、国民的英雄、又は著名人の実名、別名、筆名若しくは肖像と同一又は混同を生じるほど類似の標識
- 4) 国際組織の証明印、管理印、保証印について、それらが該当組織により証明商標として登録されている場合を除き、使用してはならないとされている当該印章と同一又は混同を生じるほど類似の標識
- 5) 商品又は役務の原産地、品質、用途、数量、価格又はその他の特質について消費者に誤認若しくは混同を生じさせ、又は消費者を欺くおそれがある

標識

以下は識別性を有さないとして商標として保護されない(新知財法第74条)。

6) 簡単な図案及び幾何学的図形、数字、文字、まれな言語等以下に説明する標識

- (a) ベトナム国民にとって認知できない、例えば、日本文字、中国文字、韓国文字、タイ文字、アラブ文字、スラブ文字、サンスクリット文字等の言語文字
- (b) 1つ又は2つの文字からなる標識、数字のみの標識で、言葉として発音出来ない文字標識
- (c) 認知又は記憶できないほど冗長な構成の文字標識
- (d) ラテン由来の文字で、ベトナムにおいて頻繁に、かつ広範囲に使用された結果、識別性を失った標識
- (e) 商品又は役務における慣用標識
- (f) 時間、場所、原産地、生産方法、種類、数量、品質、効能、価値等商標に係る商品又は役務を記述する言葉又は句

【(a) ～ (f) は省令第 01/2007/TT-BKHCN 39.3】

- (g) 簡単な絵図（製品又は製品包装の背景又は装飾模様に使用する絵図又は映像）
- (h) 認知、記憶できない煩雑、複雑な絵図又は映像
- (i) 広く使用されている絵図、映像、シンボル、象徴標識
- (j) 商標に係る商品又は役務自体を表す標章
- (k) ベトナムで登録されている意匠権と同一又は類似する図形標識

【(g) ～ (k) は（省令第 01/2007/TT-BKHCN 39.4）】

- 7) 事業の法的地位及び活動分野を説明する標識
- 8) 使用されている他人の商号と同一又は類似の標識であって、当該標識の使用が商品又は役務の出所について消費者に混同を生じさせるおそれがあるもの
- 9) 保護されている地理的表示と同一又は類似の標章であって、当該標識の使用が商品の原産地について消費者に誤認を与えるおそれがあるもの

⑤ 相対的拒絶理由の内容

出願商標と先行商標との類否判断は、公正、内容、観念、呼称、表現方法が

同一、又は混同を生ずるほど類似するか否かによって判断される。

- 1) 同一又は類似の商品又は役務に関して既に登録済みであった他人の商標と同一又は混同を生じる程度に類似する標識であって、当該他人の商標が権利失効から 5 年を経過していないものは拒絶される（新知財法第 74 条(2)）
- 2) 周知商標と同一又は混同を生じるほどに類似する標識で、当該周知商標を付した商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について出願された商標（新知財法第 74 条(2)）
- 3) 消費者が混同し、対象出願商標を先行商標のバリエーションであると誤認される出願商標（省令第 01/2007/TT-BKHCN 39.8 c)）
- 4) 対象出願商標が先行商標からの音訳又は翻訳であって、当該先行商標が周知商標であるもの（省令第 01/2007/TT-BKHCN 39.8 c)）
- 5) ぶどう酒及び蒸留酒について保護されている地理的表示と同一又は当該地理的表示を含むか、又は当該地理的表示から翻訳されもしくは転写された商標（新知財法第 74 条(2)）
- 6) 対象出願商標よりも先の出願日もしくは優先日を有する工業意匠権と同一又は類似する商標（新知財法第 74 条(2)）

(5) 暫定的拒絶の通報に対する国際登録出願人の応答手続

① 暫定的拒絶の通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱

- 1) 暫定的拒絶の通報に使用されている言語はフランス語。
- 2) 暫定的拒絶の通報の内容は、全部拒絶と一部拒絶とがある。一部拒絶の場合は、拒絶の対象にない指定商品及び指定役務の区分は保護される。
- 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

※暫定的拒絶の通報の例

ARRANGEMENT DE MADRID CONCERNANT L'ENREGISTREMENT INTERNATIONAL DES MARQUES ET PROTOCOLE RELATIF À CET ARRANGEMENT REFUS PROVISOIRE DE PROTECTION	
notifié au Bureau International de l'Organisation Mondiale de la Propriété Intellectuelle (OMPI) conformément à la règle 17.1) du règlement d'exécution commun à l'Arrangement et au Protocole de Madrid	
I. Office qui notifie le refus:	Office National de la Propriété Intellectuelle (NOIP) 384-386 Nguyen Trai, Hanoi, VIETNAM
II. No de l'enregistrement international faisant l'objet du refus:	
III. Nom et adresse du titulaire de l'enregistrement international faisant l'objet du refus:	
IV. Motifs du refus:	
V. Dispositions de la loi nationale applicables en la matière:	
VI.	☐ Refus pour la totalité des produits et services ☐ Refus pour les produits et/ou services suivants:
VII. Recours contre la décision de refus provisoire:	a) délai de recours: 3 mois à partir de l'envoi de ce refus par l'OMPI b) autorité à laquelle le recours sera adressé: Office National de la Propriété Intellectuelle 384-386 Nguyen Trai, Hanoi, VIETNAM c) assistance d'un mandataire local obligatoire: un mandataire en propriété industrielle au Vietnam
VIII. Date à laquelle le refus a été prononcé:	
IX. Signature ou sceau officiel de l'Office qui notifie le refus:	

表題①i)

表題②ii)

I. 拒絶を通知する官庁:
ベトナム国家知的所有権庁
(NOIP)

II. 拒絶の対象となる国際登録番号

III. 拒絶の対象となる国際登録権者の
名称及び住所

IV. 拒絶理由

引用例(先行登録商標)がある場合、
この項目に関連事項(登録番号、登録
日、商標権者等)が記載される。
なお、該当する引用例の登録証が本
章に添付される。

V. 本件に関して適用される国内法の
規定

VI.
☐ 商品及び役務全体の拒絶
☐ 下記商標及び/又は役務の拒絶

VII. 暫定拒絶決定に対する審判 iii)

VIII. 拒絶通知日

IX. 拒絶を通知する官庁の署名又は
公印

i) 表題①

「標章の国際登録に関するマドリッド協定及びこの協定に関する議定書
暫定的保護拒絶」

ii) 表題②

「マドリッド協定及び議定書の共通施行規則の規則 17.1) に従って
世界知的所有権機関 (WIPO) の国際事務局に通知」

iii) VII. 暫定拒絶決定に対する審判

- a) 審判請求期間：WIPO によるこの拒絶の送達から 3 ヶ月
- b) 審判請求を送付する官庁：ベトナム国家知的所有権庁
- c) 義務的な現地代理人の補助：ベトナム工業所有権代理人

② 暫定的拒絶の通報への応答期間

暫定的拒絶の通報に対して不服がある場合には、NOIP に対して不服審判の請求を行うことになる（省令第 01/2007/TT-BKHCN・41.6 d)）。

不服審判の提出期間は、暫定的拒絶の通報日より 3 ヶ月以内である。

③ 現地代理人の必要性の有無

暫定的拒絶の通報を受領し、これに応答する場合、合法的代理人¹⁴（Legal Person・現地代理人）を必要とする。また、審判、不服申立についても同様である。

現地代理人とは、ベトナムにおいて資格を有する特許弁護士である。なお、現地代理人の選任は委任状の提出を必要とし、当該委任条には以下の内容を明記する（新知財法第 107 条）。

- (a) 出願人及び現地代理人の完全名称及び住所
- (b) 委任の範囲
- (c) 委任状の有効期間
- (d) 委任状の日付
- (e) 出願人の署名及び捺印

委任状に使用する言語については、ベトナム語以外の言語で作成できるが、ベトナム語の翻訳を添付しなければならない（省令第 01/2007/TT-BKHCN 7.2(2)）。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

国際登録願書（MM2）に記載した指定商品及び役務について、保護付与の決定又は保護付与の拒絶確定の前までに、国際事務局を通じて変更又は放棄する手続を実施できる（マドリッド共通規則 25 規則(1)(a)）。

なお、国際事務局に対する手続の様式は以下のとおりである。また、各手続

¹⁴ NOIP の HOME PAGE→「Registered Patent Attorney」（ホームページ（英語版）左側下にある）をクリックすると、現地代理人のリストが表示される。

は所定の手数料を支払う必要がある。

- 1) 商品及び役務の一覧表の減縮の記録請求書 = 様式MM6
- 2) 放棄の記録の請求書 = 様式MM7

⑤ 暫定的拒絶の通報に対する応答及び拒絶確定までの概略

以下の対応が実施可能である。

1) NOIPからの暫定的拒絶の通報に対して、名義人は、暫定的拒絶の通報の通報日から 3 ヶ月以内に、不服審判をNOIPに請求することができる（省令第 01/2007/TT-BKHCHN41.6(d)）。当該不服審判も不成立となった場合には、科学技術省に対して不服申立を行うか、または行政裁判所に提訴することができる。上記科学技術省への不服申立が不成立となったときは、さらに、行政裁判所への提訴の道が残される¹⁵。

2) 名義人の不服審判における応答が拒絶内容を覆すものでないとNOIPが判断したときは、当該審判結果を国際事務局に通知し、国際事務局は当該通知を名義人に通知する¹⁶。名義人が上記した対応手続を取らなければ、NOIPは保護付与の拒絶を決定し、国際事務局に通知し、国際事務局は拒絶確定を名義人に通知する。

この状況において、暫定的拒絶の通報の拒絶理由が一部の指定商品及び役務に対する場合、拒絶理由の対象でない指定商品及び役務は保護付与が決定する（省令第 01/2007/TT-BKHCHN41.6(b)、(c)）。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

拒絶理由が解消され、または暫定的拒絶の通報が発せられなかった場合、NOIP は国際登録商標の保護付与を決定し、保護付与の決定通知を国際事務局に発し、通知を受領した国際事務局は名義人に対して当該通知を送付すると共に当該決定を産業財産官報に公開する。

(7) 登 録

① 登録簿

NOIP は、保護付与の決定通知日から 1 ヶ月以内に商標に関する国家登録簿

¹⁵ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.12」ベトナム編（AIPPI・JAPAN 発行）第 21 頁「登録要件」の項を参照。

¹⁶ 省令第 01/2007/TT-BKHCHN 41.6 d)を参照。

に記録する。

② 登録証書の発行

保護付与が認められた時から名義人の請求に応じてベトナムでの保護を示す国際商標証明書を付与する（省令第 01/2007/TT-BKHCN 41.6 e)). ただし、国内の手続であるため、在外者である国際登録名義人は、現地代理人を立てて申請し、規定料金（100,000VND）を納付する必要がある。

(8) 登録後の注意事項

1) 商標が、5 年間以上正当な理由なく使用されていない場合、第三者による取消請求を受けて取り消される（全部取消又は一部取消）。取消請求は NOIP に請求され、請求を受理した NOIP は名義人に対して直接通知し、答弁の機会を与える。

名義人は答弁において、ベトナム国内における商標の使用を証明する必要がある。5 年以上不使用であっても、取消請求が提示された日から 3 カ月前の時点で商標の使用を再開していれば取消要因は解消する（新知財法第 95 条(1)(d)）。

取消請求の結果、取消の決定がされた場合には、名義人にその旨通知されると共に WIPO にもその決定が通知される。取消請求が不成立の場合には、WIPO には通知されない。

取消しの決定に際して、名義人は、決定通知の日から 90 日以内に NOIP に対して不服申立を行うことができる。

取消請求への応答は、資格を有する現地代理人を指名し、現地代理人を通じて答弁する必要がある。

2) 商標権が以下の項目に該当する場合、第三者は NOIP に対して無効請求できる¹⁷。

- (a) 登録が法律に違反する。
- (b) 同一又は類似する先行商標が存在する。
- (c) 登録名義人が登録出願する権利を有さない。

3) 商標権所有者が死亡又は事業活動を終止しており、正当な承継人が存在しない場合第三者から取消請求を受ける。商標権が適正に更新されない場合にも

¹⁷ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.12」ベトナム編（AIPPI・JAPAN 発行）第 24 頁「無効及び取消」の項を参照。

第三者から取消請求を受ける。なお、商標権の取消決定は決定日から 2 ヶ月以内に産業財産官報にて公告される。また、不使用による取消しの場合、取消しの効力は 5 年の不使用期間が経過した翌日に遡って発生する。

(9) 異 議

本章 (4) 審査 ① 実体審査の概略の欄で述べたとおり国際登録出願に対して異議申立は適用されない。

(10) 上 訴

本章 (5) ⑤ 1) において述べたとおり、名義人は、NOIP からの暫定的保護拒絶の通報に対して不服審判請求にもかかわらず拒絶理由を解消できなかった場合、行政裁判所に提訴することができる。また、この時点で、科学技術省に対して不服申立を請求することもできるが、この不服申立の決定に対して不服がある場合は、行政裁判所に提訴できる(政令第 103/2006/ND-CP 第 14 条 2.)。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

国内商標権は、出願日（優先日）から起算して 10 年間有効であり、さらに、10 年を単位として無限に更新できる。ただし、法的保護の開始は、登録証（保護証書）の付与日から開始される（新知財法第 93 条(6)）。

マドリッド協定議定書に基づく国際登録は、国際登録日から 10 年間有効であり、さらに 10 年間の更新を繰り返すことができる。法的保護の開始日は国際登録日又は領域指定の記録の日から開始される(マドリッド協定書第 4 条(1)(a))。

商標権を侵害する行為は以下のとおりである（新知財法第 129 条）。

- 1) 商標登録権者の許諾なしに、商標権と同一の標識を、当該商標権に指定されているものと同一の商品又は役務にて使用すること。
- 2) 商標登録権者の許諾なしに、商標権と類似の標識を、当該商標権に指定されているものと同一あるいは類似の又は関係する商品又は役務に使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又は役務の出所について混同を生じさせるおそれがあることを条件とする。
- 3) 商標を偽造し、スタンプ、ラベル又は他の物品に使用し、当該物品を輸入し、輸送し、保有すること。また、他人にこれらの行為を委託すること（新知財法第 2111 条(1)(c)）。

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

他人の商標権の侵害行為に対して侵害者は、民事措置、行政措置、又は刑事措置の法的措置を受ける（新知財法第 199 条(1)）。

1) 各措置の管轄

- (a) 民事措置及び刑事措置は裁判所の管轄である（新知財法第 200 条(2)）。
- (b) 行政措置は、検察庁、警察庁、市場管理局及び全レベルの人民委員会の管轄である（新知財法第 200 条(3)）。なお、侵害行為の形態に応じて対応する官庁（以下「措置対応機関」という）が異なる（政令 106/2006ND-CP 第 17 条）。
- (c) 輸出入に関する国境管理措置は税関の管轄である（新知財法第 200 条(4)）。

2) 民事措置

- (a) 裁判所は、商標権の侵害行為に対して次の民事救済措置を講じる（新知財法第 202 条）。
 - (i) 侵害の終了を強制する（差止）
 - (ii) 評判の是正及び謝罪を強制する
 - (iii) 民事的義務の遂行を強制する
 - (iv) 損害に対する補償を強制する（損害賠償）
 - (v) 侵害品、侵害品に用いた素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制する。
- (b) 訴訟における原告の侵害立証責任の内容については、新知財法第 203 条(2)に示す（侵害を示す証拠、権利の存在証明、ライセンス許諾契約等）。
- (c) 被告の提出する非侵害証明資料については、新知財法第 203 条(4)に示されている。
- (d) 侵害行為によって生ずる損害
 - 物理的損害（財産の損失、収入及び利益の減少、事業機会の喪失、弁護士手数料等）と精神的損害（名誉、威厳、威信、名声に対する損失等）とを評価して総合の損害賠償額を決定する（新知財法第 204 条、第 205 条）。なお、当該賠償金額の算定が不可能な場合、損失レベル（侵害によりこうむった実損を根拠にする）に応じて裁判所が決定するが、5 億 VND を超えないこと。また、精神的損害の賠償については、裁判所に対して

損害のレベルに応じて 500 万～5,000 万 VND の範囲で補償金額を決定するよう請求する権利を有する（新知財法第 205 条(1)、(2)）。

(e) 暫定的措置の適用

侵害訴訟提起時若しくはその後、以下の場合、暫定的措置を講ずるよう裁判所に請求することができる（新知財法第 207 条）。

- (i) 商標権者に対して回復不能な損害を与える脅威が存在する場合
- (ii) 侵害容疑の商品及び関係する証拠について、それらが適時に保護されない時、散乱又は廃棄の脅威が存在する場合

(f) 暫定的措置

以下の暫定的措置は侵害容疑のある商品又は当該商品を生産若しくは取引きするための素材、原料又は用具に適用可能である（新知財法第 207 条(1)）。

- (i) 没収
- (ii) 差押
- (iii) 封印、状態の変更又は置換の禁止
- (iv) 所有権移転の禁止

(g) その他の暫定的措置は民事訴訟法に従って適用可能である。

(h) 暫定的措置適用に係る権限と手続（新知財法第 210 条）

民事訴訟法第 1 部第Ⅷ章の規定に従う。

3) 行政措置

商標登録権者の請求により、行政当局が実施する措置。

- (a) 侵害者に対する警告、罰金
- (b) 模倣品及びその製造手段、原材料の没収
- (c) 営業免許取消
- (d) 侵害品の破棄、原料の破棄

【(a) ～ (d) は新知財法第 214 条、政令 105/2006ND-CP 第 28 条～第 33 条、政令 106/2006ND-CP 第 3 条】

(e) 侵害者の一時拘留

(f) 侵害被疑物品の一時差押

【(e)、(f) は新知財法第 215 条】

(g) 侵害輸出入品の国境における、検査、監視及び通関停止手続（新知財法第 16 条）

上記 (g) の国境管理については、商標登録権者が直接又は代理人を介して税関に請求する（政令 105/2006ND-CP 第 34 条、第 35 条）。

請求を受理した税関は、輸出入品の検査・監視請求については、受領日から 30 日以内、また、通関停止請求については税関の業務時間 24 時間以内に検討し、受領した場合には、依頼者に通知書を発行し、通関停止を開始する（政令 105/2006ND-CP 第 36 条 1.）。

(i) 通関停止手続（新知財法第 218 条(2)）

税関手続の停止期間は、申請者はその停止期間実施の通知を受領した日から 10 日間とする。なお、正当な理由と追加の供託金とにより 20 日まで延長できる。

(ii) 上記通関停止期間が経過する間に申請者が民事訴訟を提起せず、かつ税関が侵害品輸入者を行政手続に基づいて取り扱う事件を受理しなかったときは、停止手続を解除し、被疑者及び税関に対して、申請者が損害賠償する（新知財法第 218 条(3)）。

知的財産権侵害物品に対する権利行使、特に侵害品の流通を停止したい場合、当該行政措置が現状ベトナムにおいて最も迅速、効果的であり、営業許可の取消といった行政罰も課することが可能なため、侵害者に与える抑止効果も高い。

また、これまでは警告書の事前送付が必要であったが、2009 年の新知財法改正（2010 年 1 月 1 日施行）により削除されている（新知財法第 211 条）。

商標権の模倣品の行政措置請求に当たっては、

(i) 権利者であることの証明（商標登録証等）

(ii) 模倣品が権利者の許可を得て製造等されたものでなく、真正品と異なる旨の主張、立証すること

で足りる（新知財法第 213 条第 2 項、第 3 項）。

4) 刑事措置

政令 106/2006ND-CP において、商標権の侵害に関する行政上の違反行為に対する罰則の形態、程度、権限、手続等が規定されている。

基本的には、違反行為に応じて侵害者に対して警告又は罰金の何れかの罰則措置を講ずる（政令 106/2006ND-CP 第 3 条）。

また、違反の性質及び程度に応じて、侵害者に対し追加の罰則措置、回復措置を講ずる可能性もある（政令 106/2006ND-CP 第 3 条）。

(a) 時効

行政罰則措置の時効は、違反行為の実施日から 2 年間である。ただし、政令 106/2006ND-CP 第 3 条 5.に規定する回復措置は適用される（政令 106/2006ND-CP 第 5 条 1.）。

(b) 罰金額

侵害行為の形態に応じて侵害商品の価値を設定し、当該価値に応じて、警告又は侵害商品の価値の 1 倍から 5 倍までの罰金を適用する（政令 106/2006ND-CP 第 13 条、第 14 条、第 15 条）。

(c) 罰則措置の手続

(i) 商標権者は、侵害者に対する罰則措置を請求するため、所定の措置対応機関に罰則措置要請書を提出する（政令 106/2006ND-CP 第 20 条）。

さらに、要請者（商標権者）は、同時若しくは要請書提出後、差止措置及び制裁措置を政令 103/2006ND-CP 第 18 条に規定する政府機関に要請することができる（政令 106/2006ND-CP 第 20 条 3.）。

(ii) 措置対応機関は、侵害者が罰則措置決定の受領後 10 日以内に自主的に決定内容を実施しない場合に、罰則措置決定の強制執行を下す（政令 106/2006ND-CP 第 31 条）。

(12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

① セントラル・アタックによる国内出願への変更

セントラル・アタックにより国際登録商標が無効となった場合、無効とされた国際登録商標に記録された商品又は役務の一部又は全部について、ベトナムの国内商標登録出願に変更出願することができる（省令第 01/2007/TT-BKHCHN 41.8 a)). この場合の出願日は、無効となった国際登録の出願日、又は優先日となる（省令第 01/2007/TT-BKHCHN 41.8 c)).

当該申請に必要な要件は以下のとおりである（省令第 01/2007/TT-BKHCHN 41.8 b)).

- 1) 申請書が、国際商標出願の無効となった日から 3 ヶ月以内に提出される。
- 2) 申請書が、国内登録申請の手続要件を満たし、規定の料金及び手数料が納

付されている。

- 3) 変更出願の出願人が在外者の場合、出願人は資格を有する現地代理人を選任し、出願申請を行う。

② 代 替

代替について、法令、政令、省令等には規定がないが、WIPOホームページ中に、ベトナムの出願又は登録に関する国内手続を紹介する欄（Miscellaneous）があり、代替の項については「no specific requirement」と表示されている¹⁸。すなわち、代替制度に関してNOIPからの明確な指示はないと考えられる。したがって、代替のNOIPに対する手続については、資格を有する現地代理人と検討した上で進めるべきである。特に、国際登録の審査時に先行登録されている国内登録商標を拒絶の理由として引用され、暫定的拒絶の通報が発せられる可能性が考えられるため、その対応も含めて現地代理人の活用が必要である。

（13）議定書に関する宣言

① 手数料（個別手数料の宣言の有無）

ベトナムでは、個別手数料の徴収を宣言している。出願時の手数料は、指定商品及び役務・最初の1区分が96スイスフラン、2区分以上の場合は1区分毎に75スイスフランが追加される。更新の場合は、1区分86スイスフラン、2区分以上は1区分毎に75スイスフランが追加される。（2011年3月1日から適用予定）

② 暫定的拒絶の通報期間（18ヶ月）に関する宣言

未宣言。

③ ライセンスに関する宣言

未宣言。

（14）ベトナムに特徴的な制度

- 1) 先願主義。

- 2) まれな言語で構成された商標は保護対象とならない。

¹⁸ WIPO・HOME→IP Services→Madrid System for International Registration of Marks→About Members→RU「As Designated Office」→「Opposition Procedure」の項を参照。

絶対的拒絶理由の 1 つに「ベトナム国民にとって認知できない、例えば、日本文字、中国文字、韓国文字、タイ文字、アラブ文字、スラブ文字、サンスクリット文字等の言語文字」で構成された商標がある（省令第 01/2007/TT-BKHCHN39.3(a)）。

日本語のみで構成された商標は識別力がないものと判断される可能性があり、日本語の商標に関して注意する必要がある。ただし、日本語のみからなる商標であっても、ベトナムで周知・著名であることを立証すれば、権利化が可能である。国際登録出願において、上記言語からなる日本出願／登録を基礎としてベトナムを領域指定する場合、NOIP から拒絶の通報が発せられる可能性が高いため、資格を有する現地代理人等の専門家と充分検討すべきである。

3) 商標権侵害に対する救済措置を講じる政府機関。

現状のベトナムでは、裁判所への提訴よりも政府機関（検察庁、警察庁、市場管理局及び全レベルの人民委員会）が対応する行政措置が最も迅速、効果的であり、侵害者への警告、侵害品の没収・廃棄、生産手段・原材料の没収破棄、製造の一時差止、罰金の徴収、営業許可の取消権等幅広い行政措置、罰則措置を講ずることができる（新知財法第 213 条・214 条、政令 105/2006/ND-CP 第 28～33 条、政令 106/2006/ND-CP 第 3 条）。

4) 保護できない商標カテゴリー

「色彩のみ」、「色彩の組合せ」「音」、「匂い」、「味」、「ホログラム」、「動く商標」は商標保護の対象外である。

(15) ベトナム国家知的所有権庁ウェブサイト等からの入手可能な情報

① 商標検索システム

参照アドレス：http://iplib.noip.gov.vn/IPDL_EXT/WEBUI/wsearch.php

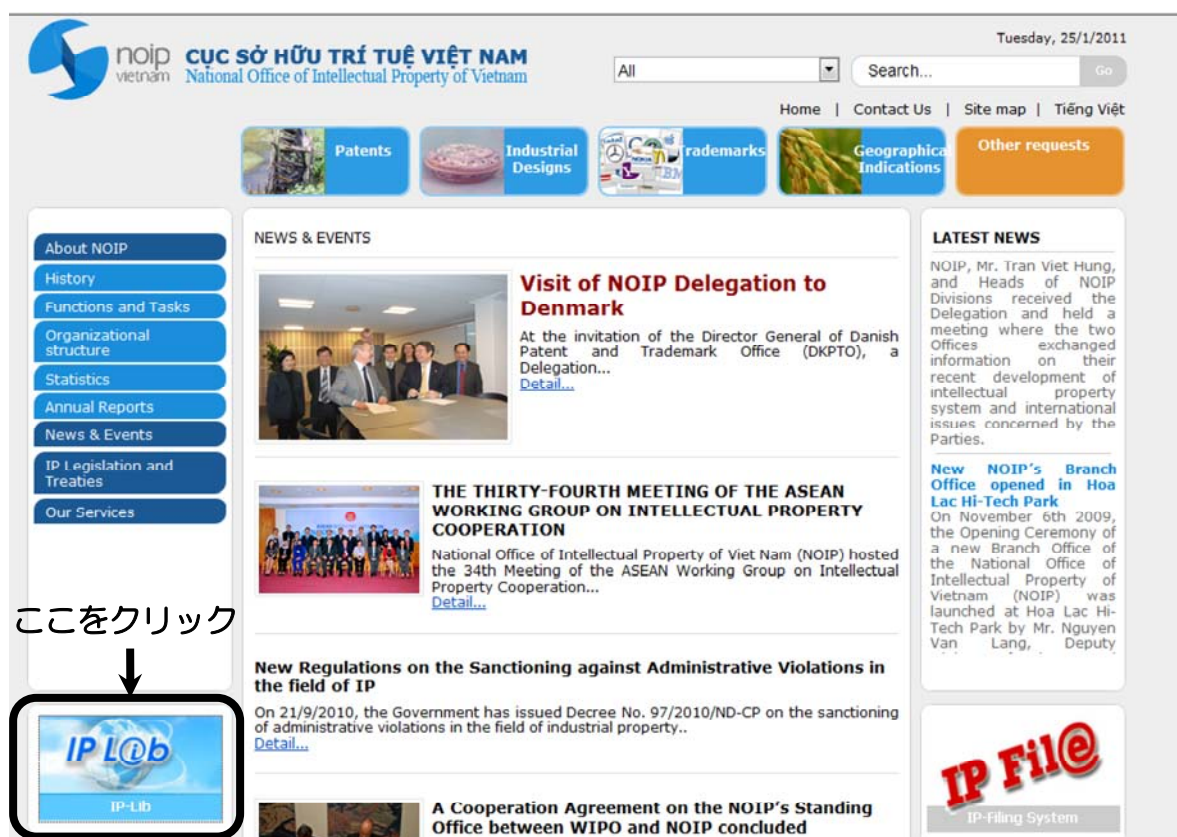
検索手順：

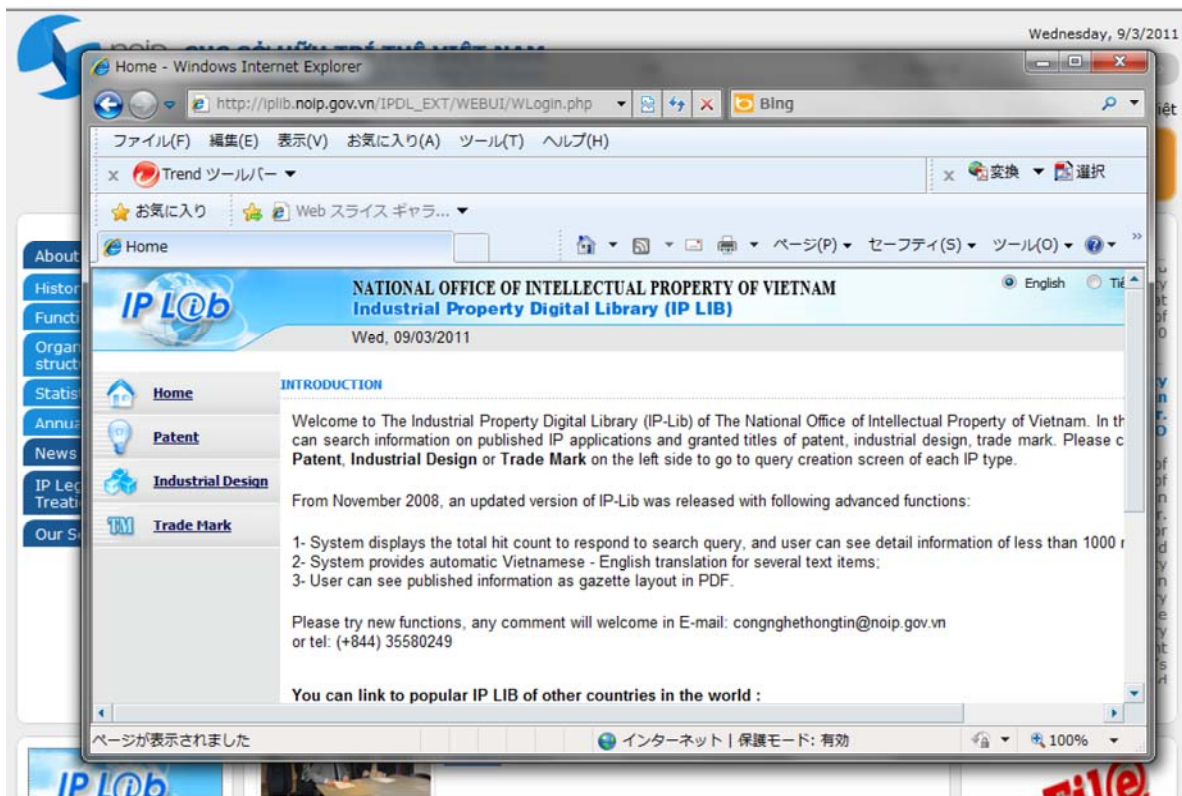
手順 1：

NOIPのトップページ(<http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en>) の左側下の「IP-Lib」の画像をクリック。

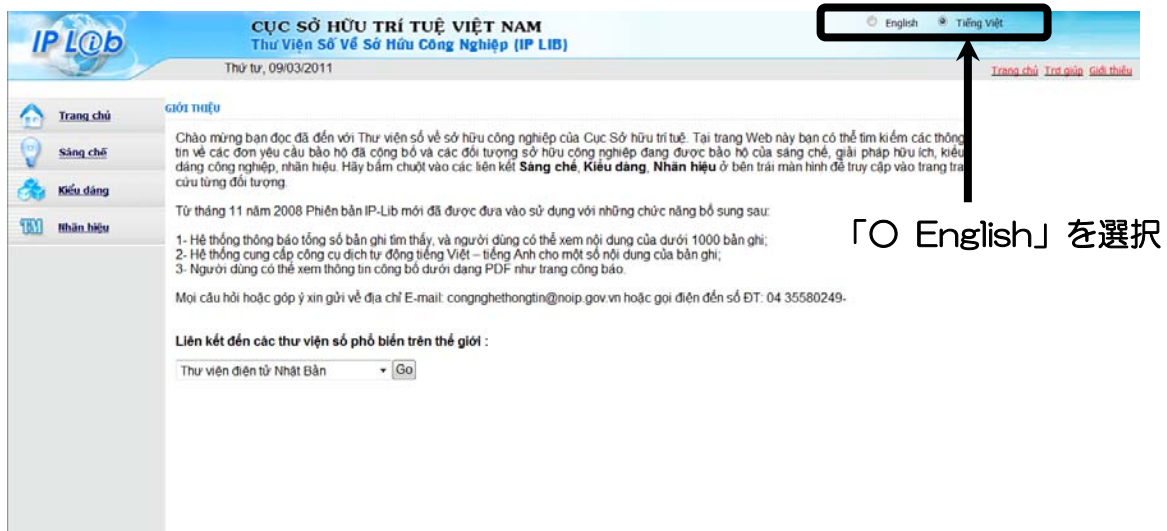
画面上に「Industrial Property Digital Library」の画面(http://iplib.noip.gov.vn/IPDL_EXT/WEBUI/wlogin.php)が表示される。

※もし表示された画面がベトナム語の場合、画面右上の「English」を選択すれば、英語の表示に自動的に切り替わる。

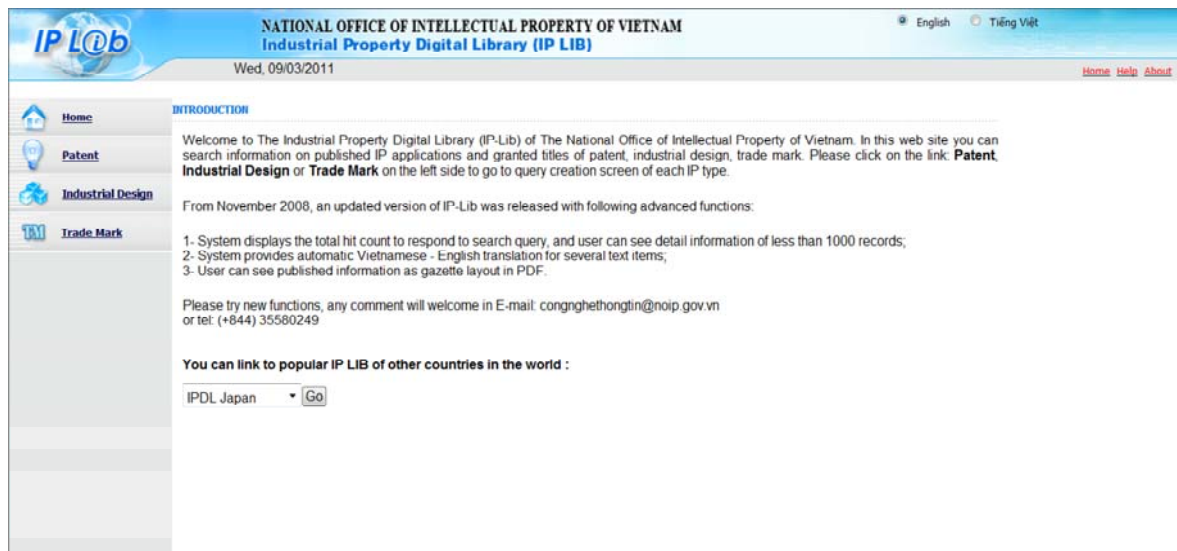




※ベトナム語で表示された場合

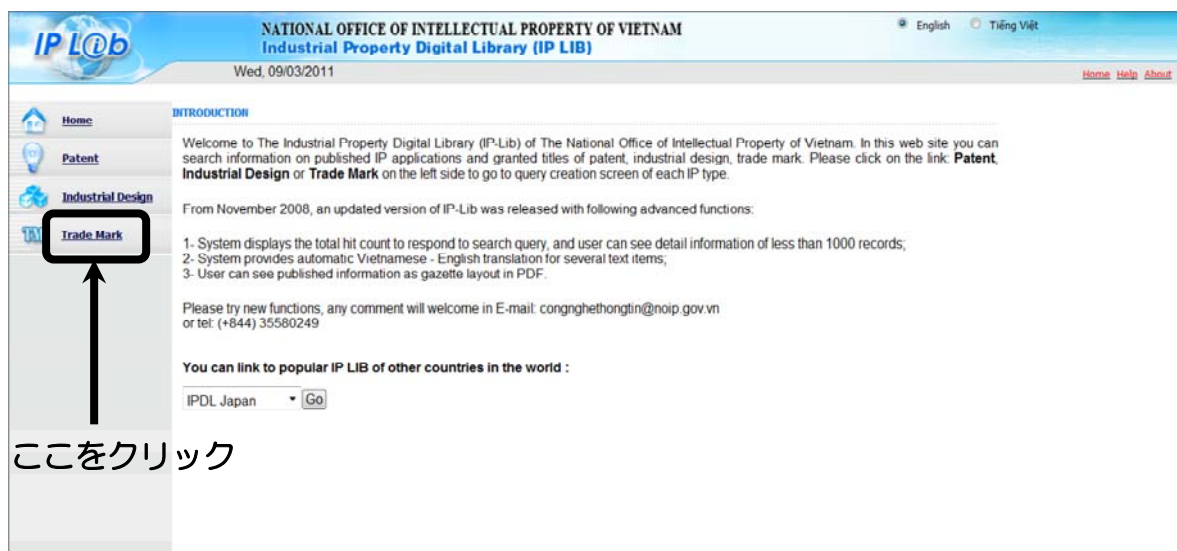


※英語の表示画面



手順 2 :

左側の「Trade Mark」をクリック。



手順 3 :

商標検索のページ

検索項目は以下の通り。

- 1) TM Name : 商標の名称
- 2) Nice Classification : ニース国際分類
- 3) Vienna Classification : ウィーン国際分類
- 4) Goods and Services : 商品および役務
- 5) TM Search Keyword : キーワード
- 6) IP Agency Short Name : 代理人の略称
- 7) Application Number : 出願番号
- 8) Applicant Name : 出願人の名称
- 9) Applicant Address : 出願人の住所
- 10) Application Date : 出願日
- 11) Applicant Country Code : 出願人の国コード
- 12) Applicant Province Code : 出願人の州コード
- 13) Registration Number : 登録番号
- 14) Registration Date : 登録日
- 15) International App. No : 国際出願番号
- 16) Priority Application Number : 優先出願番号
- 17) Priority Date : 優先日
- 18) Right Holder Name : 権利者の名称
- 19) Right Holder Address : 権利者の住所
- 20) Right Holder Country Code : 権利者の国コード
- 21) Right Holder Province Code : 権利者の州コード
- 22) Gazette A Number : 出願の受理が公告された公報の番号
- 23) Gazette A Date : 出願の受理が公告された公報の日付
- 24) Gazette B Number : 登録が公告された公報の番号
- 25) Gazette B Date : 登録が公告された公報の日付

ここでは、「TM Search Keyword」、「beer」で検索。

IP L@b NATIONAL OFFICE OF INTELLECTUAL PROPERTY OF VIETNAM
Industrial Property Digital Library (IP LIB)

Wed, 26/01/2011 English Tiếng Việt

SEARCH QUERY CREATION FOR TRADEMARK

Field Name Expression Example

TM Name = beer TM name: "thống nhất"

AND TM Name =

AND Nice classification =

AND Vienna Classification =

AND Goods and Services =

AND TM Search Keyword =

AND IP Agency Short Name =

AND Application Number =

AND Applicant Name =

AND Applicant Address =

AND Application Date =

AND Applicant Country Code =

AND Applicant Province Code =

AND Registration Number =

AND Registration Date =

AND International App No =

AND Priority Application Number =

AND Priority Date =

AND Right Holder Name =

AND Right Holder Address =

AND Right Holder Country Code =

AND Right Holder Province Code =

AND Gazette A Number =

AND Gazette A Date =

AND Gazette B Number =

AND Gazette B Date =

Submit Clear

Note: The system displays 1000 records only

You are visitor number
Time to load: 0.10 s

al Property
Project for Utilization of Intellectual Property Information in Vietnam

手順 4 :

検索結果の表示ページ

- ① 数字：結果の通し番号
- ② TM Name：商標の名称
- ③ Application Number：出願番号
- ④ Registration Number：登録番号
- ⑤ Thumbnail：商標の画像
- ⑥ Gazettes form:公報へのリンク（該当する公報がある場合）

IP L@b NATIONAL OFFICE OF INTELLECTUAL PROPERTY OF VIETNAM
Industrial Property Digital Library (IP LIB)

Tue, 26/01/2011 English Tiếng Việt

Found: 253 record(s) Last Query Image view

Hits 1 through 40 out of 253

Previous Page: 1 2 3 4 5 6 7 Next Translate

TM Search Keyword = "beer"

☐ Check All	TM Name	Application number	Registration number	Thumbnail	Gazettes form
☐ 1.	Sai Gòn export BIA BIER BIRRA BEER BEER SAI GON EXPORT	4-1988-01000	4-0000935-000		
☐ 2.	Sai Gòn export BIA BEER	4-1988-01062	4-0000979-000		

手順 5 :

該当する「Application Number」をクリックすると、詳細が見られる。また画像をクリックすると該当する商標の画像を拡大して見ることができる。

商標の詳細を表示する場合、
ここをクリック

IP Lib					
Tue, 25/01/2017 NATIONAL OFFICE OF INTELLECTUAL PROPERTY OF VIETNAM Industrial Property Digital Library (IP LIB)					
Found : 253 record(s) Last Query Image view Hits 1 through 40 out of 253					
Previous Page: 1 2 3 4 5 6 7 Next Translate					
TM Search Keyword = "beer"					
Check All	TM Name	Application number	Registration number	Thumbnail	Gazettes form
☐ 1.	Sai Gòn export BIA BIER BIRRA BEER BEER SAI GON EXPORT	4-1988-01000	4-0000935-000		
☐ 2.	Sai Gòn export BIA BEER	4-1988-01069	4-0000979-000		

拡大画像を見る場合、
該当する画像をクリック

手順 6 :

各商標の詳細情報の表示のページ

- 1) APP. NUMBER : 出願番号
- 2) APP. DATE : 出願日
- 3) PRIORITY DATE : 優先日
- 4) TRADE MARK : 商標見本
- 5) TM TYPE : 商標の種類
- 6) TM COLOR : 色彩
- 7) GOODS / SERVICES : 商品およびサービス (ベトナム語)
- 8) VIENNA CLASS : ウィーン分類番号
- 9) APPLICANT / RIGHT HOLDER : 出願人／権利者
- 10) APPLICANT ADDRESS : 出願人の住所
- 11) RIGHT HOLDER ADDRESS : 権利者の住所
- 12) REG. NUMBER : 登録番号
- 13) REG. DATE : 登録日
- 14) REG. PUBLICATION : 登録が公告された公報の日付およびページ数
- 15) IP AGENCY : 代理人
- 16) CHUKAN CODE : 中間処理手続きの日付・手続きコード・手続きの内容

例 : (29/06/2010) 151: Registration and Publication Fee Receipt

(登録料及び公告料の受領)

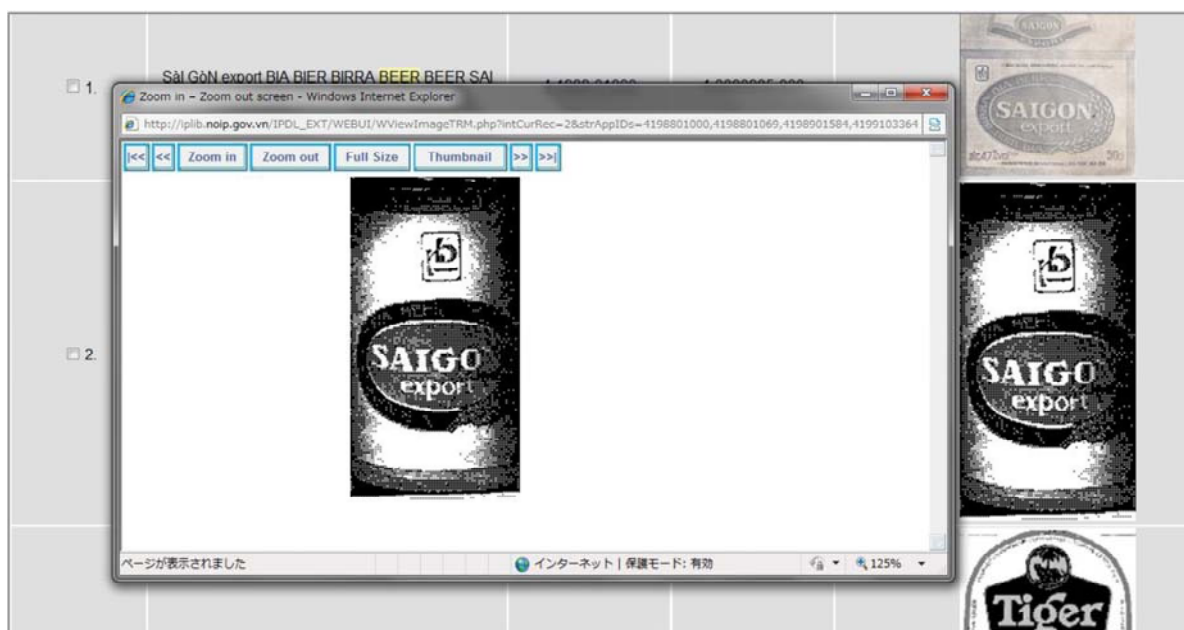
(25/06/2010) 253: Notification on Grant (after appeal)

((異議申立後の) 登録付与の通知)

※「Application Number」をクリックした場合

DETAIL VIEW		
1/253		
Hit list Last query Translate		
IND	FIELD	CONTENT
(210)	APP. NUMBER	4-1988-01000
(220)	APP. DATE	11/03/1988
(300)	PRIORITY DATE	11/03/1988
(540)	TRADE MARK	Sài Gòn export BIA BIER BIRRA BEER BEER SAI GON EXPORT
		
	TM TYPE	Normal
	TM COLOR	0
(511)	GOODS / SERVICES	32 Bia
(531)	VIENNA CLASS	05 07 03 25 01 19 26 01 01
(731) / (732)	APPLICANT / RIGHT HOLDER	Xí nghiệp liên hợp rượu bia nước giải khát II / Công Ty Bia Sài Gòn
	APPLICANT ADDRESS	Số 6, đường Hai Bà Trưng, Quận 1, TP Hồ Chí Minh
	RIGHT HOLDER ADDRESS	187 Nguyễn Chí Thanh, Quận 5, TP Hồ Chí Minh
	PREV R HOLDER	Holder name: Xí nghiệp liên hợp rượu bia nước giải khát II Holder address: Số 6, đường Hai Bà Trưng, Quận 1, TP Hồ Chí Minh
(111)	REG. NUMBER	4.0000935-000
	REG. DATE	08/09/1988
	REG. PUBLICATION	19/12/1988 17
(141)	EXPIRE DATE	11/03/1998

※画像をクリックした場合



② ベトナムにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス：http://iplib.noip.gov.vn/IPDL_EXT/WEBUI/wnicesearch.php

検索手順：

手順 1：

商標検索のページ（商標検索ページの表示方法については「①商標検索システム」の手順 1～3 を参照）の右上にある「Nice」（商品及び役務に関するニース国際分類について検索する場合）または「Vienna」（図形要素のウィーン国際分類について検索する場合）をクリックすると、画面上に検索画面が表示される。

The screenshot shows the 'SEARCH QUERY CREATION FOR TRADEMARK' page. At the top right, there are two buttons: 'Nice' and 'Vienna'. A red box highlights these buttons, and a red arrow points to them from the text '「Nice」「Vienna」のいずれかをクリック'.

Field Name	Expression	Example
TM Name		TM name: "thông nhất"
AND Nice classification		Nice Class: 14
AND Vienna Classification		Vienna Class: 06.01.01
AND Goods and Services		Goods/Services: "diêm"

Submit Clear

Note: The system displays 1000 records only

※ニース国際分類の検索画面

The screenshot shows a 'Nice Classification Search' window overlaid on the main search page. The window has a 'Search terms' field and two radio buttons: 'Search within this class' and 'Search all classification'. The 'Search all classification' option is selected.

Search terms:

☐ Search within this class

☒ Search all classification

Search

TM Search Key

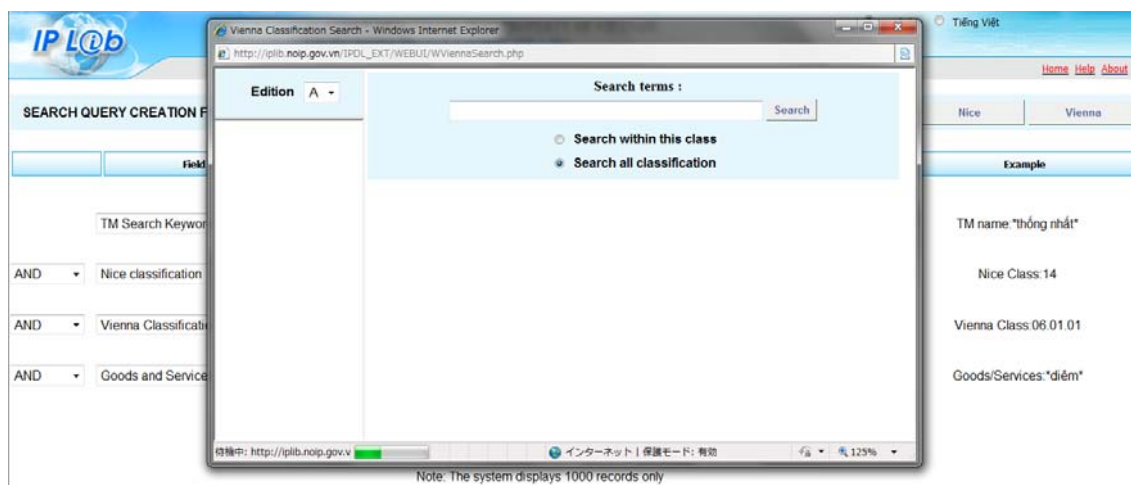
AND Nice classification

AND Vienna Classification

AND Goods and Services

Note: The system displays 1000 records only

※ウィーン国際分類の検索画面

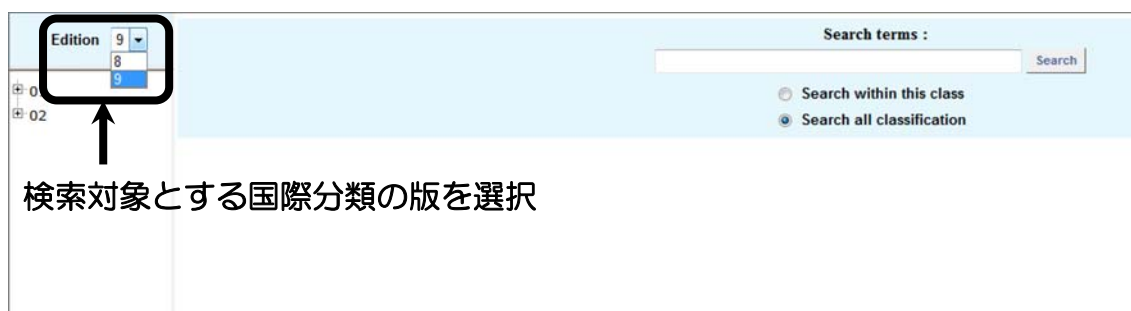


手順 2 :

国際分類検索のページ

ニス国際分類の検索画面の場合、左上の数字（8 or 9）を選択して、検索対象とする国際分類の版を選択する。

※なお、現在、ウィーン国際分類についての検索ページは、情報が表示されない。
(2011 年 1 月 26 日現在)



検索対象とする国際分類の版を選択

手順 3 :

画面の左側に、国際分類の分類番号が表示される。

左側の選択画面の番号をクリックすると、右側の画面に当該分類に関して下記の項目が表示される。

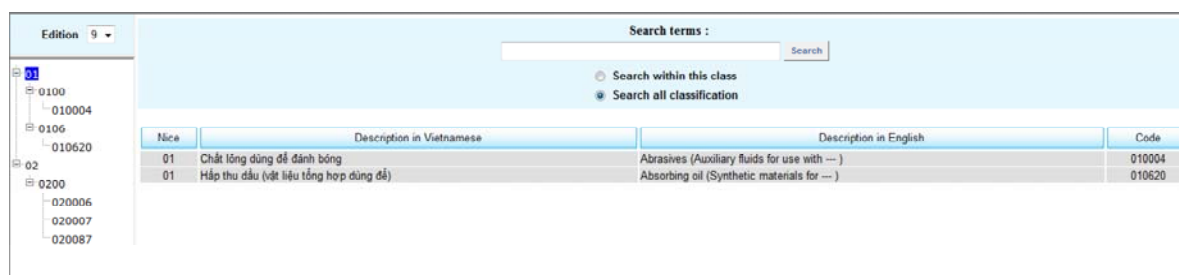
- ① Nice : 国際分類番号
- ② Description in Vietnamese : ベトナム語による表記
- ③ Description in English : 英語による表記
- ④ Code : 分類コード

※なお、手順 2 で 9 を選択した場合、左側の選択画面には、一部の分類（1 類及び 2 類）についてのみしか表示されないが、小分類の番号まで表示される（2011 年 1 月 26 日現在）。

一方、8 を選択した場合、画面の左側に、国際分類の大分類の番号のみが表示される。左側の選択画面の番号をクリックすると、右側の画面に当該分類に関して下記の項目が表示される。

- ① Nice : 国際分類番号
- ② Description in Vietnamese : ベトナム語による類見出しの表記
- ③ Description in English : 英語による（分類番号の）表記（例：Class 01）
- ④ Code : 分類コード

※手順 2 で 9 を選択した場合



The screenshot shows the Nice Classification interface. On the left, a tree view shows the hierarchy of classes, with '01' selected. The main area displays a search bar and a table of results. The table has four columns: 'Nice', 'Description in Vietnamese', 'Description in English', and 'Code'. The results show two entries for class 01.

Nice	Description in Vietnamese	Description in English	Code
01	Chất lỏng dùng để đánh bóng	Abrasives (Auxiliary fluids for use with ---)	010004
01	Hấp thu dầu (vật liệu tổng hợp dùng để)	Absorbing oil (Synthetic materials for ---)	010620

※手順 2 で 8 を選択した場合

The screenshot shows the IP LIB search interface. On the left, a vertical list of numbers from 01 to 34 is visible, with 01 highlighted. The main area displays search results for class 01. The table has columns: Nice, Description in Vietnamese, Description in English, and Code. The first row shows '01' in the Nice column, 'Sản phẩm hoá học dùng cho công nghiệp, khoa học nhiếp ảnh, công như nông nghiệp, nghề làm vườn và lâm nghiệp; Các (còn tiếp)' in the Description in Vietnamese column, 'Class 01' in the Description in English column, and an empty Code column.

※なお、検索に関する方法については、商標検索ページの画面右上の「Help」をクリックして表示される Help 画面の「SEARCH QUERY CREATION FOR TRADEMARK」(http://iplib.noip.gov.vn/IPDL_EXT/Help/en/SearchQueryCreation.htm)において詳しく説明されている。

The screenshot shows the 'SEARCH QUERY CREATION FOR TRADEMARK' help page. The page has a header with the IP LIB logo and the text 'NATIONAL OFFICE OF INTELLECTUAL PROPERTY OF VIETNAM Industrial Property Digital Library (IP LIB)'. The main content area is titled 'SEARCH QUERY CREATION FOR TRADEMARK' and contains a form with four rows of input fields. Each row has a dropdown menu for 'Field Name' (TM Name, Nice classification, Vienna Classification, Goods and Services), a dropdown menu for 'Expression' (AND), and a text input field for 'Example'. The 'Example' column shows examples: 'TM name: "thông nhất"', 'Nice Class: 14', 'Vienna Class: 06 01 01', and 'Goods/Services: "diêm"'. At the bottom, there are 'Submit' and 'Clear' buttons. A note states: 'Note: The system displays 1000 records only'. In the top right corner, there is a link labeled 'Home help about' which is circled in red. An arrow points from the text '「Help」をクリック' to this link.

